

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定及び公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

【令和元年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

1 改正趣旨

○現下の経済・社会情勢を反映した青森県人事委員会勧告(令和元年 10 月 7 日実施)に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても適切に給与改定を行うため所要の改正を行うもの。

2 給与改定のポイント

- (1) 給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ。
- (2) 勤勉手当の支給月数について、0.05 月の引き上げ。
- (3) 役員の期末手当の支給月数について、0.05 月引き上げ。

3 具体的な規程の改正内容

番号	規程名	改正内容
1	公立大学法人青森公立大学職員給与規程	・ 給料表の引き上げ。〈別表第 1 及び別表第 2〉 (例) 事務職員 1-1 144,100 円⇒146,100 円 (+2,000 円) 教員職員 1-1 275,300 円⇒277,100 円 (+1,800 円)
2		・ 勤勉手当の 12 月支給月数を 87.5/100 から <u>92.5/100</u> へ引き上げ (5/100 増額)。〈第 26 条〉 ※令和 2 年度は、 勤勉手当 6 月期：90/100、12 月期：90/100 と平準化。
3	公立大学法人青森公立大学役員報酬規程	・ 期末手当の 12 月支給月数を 160/100 から <u>165/100</u> へ引き上げ (5/100 増額)。〈第 4 条〉 ※令和 2 年度は、 勤末手当 6 月期：162.5/100、12 月期：162.5/100 と平準化。
4	公立大学法人青森公立大学職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則	・ 上記 2 に伴い、勤勉手当成績率の上限を 175/100 から <u>180/100</u> へ引き上げ (5/100 増額)。〈第 18 条〉

4 その他

◆ 時間外勤務手当等に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法の見直し

5 施行期日

◆ 決裁日 (令和元年 12 月 27 日予定)。 ※令和 2 年度分に係る改正は、令和 2 年 4 月 1 日施行。

6 適用年月日

◆ 平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

※役員報酬規程及び期末手当及び勤勉手当に関する細則は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

7 今後の予定 ○令和 2 年 1 月末で差額を支給予定。

意見書

2019年 12月 18日

公立大学法人青森公立大学
理事長 八桁 幸男 様

2019年12月4日付をもって意見を求められた公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について、下記のとおり意見を提出します。

記

案件「公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」は、青森県人事委員会勧告に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本法人職員の給与を改定するものである。本件一部改正は、初任給及び若年層の給料月額引き上げ、並びに、勤勉手当の支給月数の引き上げを通じ、本法人職員の待遇改善をもたらすものといえる。

以上の改正趣旨及び改正内容を踏まえ、本案件に同意する。

なお、今後、臨時職員、嘱託職員の給与、期末手当、身分等の待遇についても、適切順当に改善されていくことを期待するものである。

(労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者)

・職名 教授 ・氏名 金子 輝 雄

(労働者の過半数を代表する者の選出方法)

・投票による信任

審議事項②

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の160」を「、6月に支給する場合には、100分の60、12月に支給する場合には、100分の165」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には、100分の165」とあるのはを、「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月〇〇日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

第1条

- 令和元年度に係る改正

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは、「6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には100分の165」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。	(通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の160」 _____とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。

第2条

- 令和2年度に係る改正

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」 とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。	(通勤手当等) 第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「給与規程適用職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には、100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。

別表第 2（第 4 条関係）

教員職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	277, 100	324, 300	406, 000
	2	280, 100	327, 200	408, 300
	3	282, 900	330, 300	410, 700
	4	285, 700	333, 300	413, 200
	5	288, 500	336, 500	415, 300
	6	291, 000	339, 100	417, 800
	7	293, 200	341, 700	420, 000
	8	295, 600	344, 400	422, 500
	9	298, 200	347, 400	424, 200
	10	300, 700	350, 300	426, 700
	11	303, 100	353, 400	429, 000
	12	305, 700	356, 700	431, 300
	13	308, 000	359, 500	432, 700
	14	310, 000	361, 400	434, 900
	15	312, 100	363, 600	437, 100
	16	313, 800	366, 100	439, 400
	17	316, 000	368, 300	441, 500
	18	318, 100	370, 500	443, 900
	19	320, 100	372, 600	446, 200
	20	322, 100	374, 500	448, 600
	21	324, 100	376, 500	450, 700
	22	326, 500	378, 400	453, 000
	23	329, 100	380, 400	455, 400
	24	331, 900	382, 100	457, 700
	25	333, 900	383, 500	459, 700
	26	335, 900	385, 300	461, 900
	27	338, 000	387, 100	464, 000
	28	340, 400	389, 000	466, 200
	29	342, 800	390, 900	468, 300
	30	344, 900	392, 600	470, 600
	31	346, 800	394, 300	472, 800
	32	348, 600	396, 000	474, 900
	33	350, 600	397, 600	476, 800
	34	352, 700	399, 400	478, 900
	35	354, 800	400, 900	481, 200
	36	356, 800	402, 700	483, 400
	37	358, 400	403, 800	485, 500

38	360, 400	405, 400	487, 500
39	362, 500	406, 900	489, 400
40	364, 400	408, 400	491, 300
41	366, 300	409, 300	493, 300
42	368, 200	410, 900	495, 200
43	370, 000	412, 400	496, 900
44	371, 800	414, 000	498, 800
45	373, 600	415, 300	500, 700
46	375, 400	416, 900	502, 500
47	376, 900	418, 300	504, 300
48	378, 700	419, 900	506, 200
49	380, 200	421, 300	507, 900
50	381, 800	422, 600	509, 600
51	383, 400	423, 900	511, 400
52	385, 100	425, 200	513, 300
53	386, 200	425, 900	514, 900
54	387, 700	426, 900	516, 500
55	389, 100	427, 800	518, 200
56	390, 700	428, 700	519, 800
57	392, 000	429, 600	521, 400
58	393, 400	430, 500	522, 700
59	394, 700	431, 400	524, 000
60	396, 200	432, 300	525, 200
61	397, 500	433, 200	526, 400
62	398, 900	434, 100	527, 400
63	400, 400	435, 100	528, 400
64	401, 900	436, 200	529, 400
65	402, 900	437, 100	530, 000
66	404, 000	438, 100	530, 900
67	405, 000	439, 100	531, 800
68	406, 100	440, 000	532, 700
69	407, 100	441, 000	533, 600
70	408, 000	442, 000	534, 400
71	408, 800	442, 900	535, 100
72	409, 600	443, 900	535, 600
73	410, 400	444, 900	536, 300
74	411, 300	445, 800	536, 800
75	412, 100	446, 700	537, 600
76	412, 900	447, 700	538, 200
77	413, 600	448, 500	538, 700
78	414, 000	449, 000	
79	414, 300	449, 700	
80	414, 600	450, 300	
81	414, 900	451, 100	

	82	415, 200	451, 800	
	83	415, 400	452, 100	
	84	415, 700	452, 700	
	85	416, 000	453, 100	
	86	416, 300	453, 400	
	87	416, 600	453, 700	
	88	416, 900	454, 000	
	89	417, 100	454, 300	
	90	417, 400		
	91	417, 700		
	92	418, 000		
	93	418, 200		
	94	418, 500		
	95	418, 800		
	96	419, 100		
	97	419, 300		
	98	419, 600		
	99	419, 900		
	100	420, 100		
	101	420, 300		
	102	420, 600		
	103	420, 900		
	104	421, 100		
	105	421, 300		
再雇用 職員		293, 800	315, 700	399, 700

備考 この表は、教授、准教授及び講師に適用する。